

No. 1937

2021・8・2

毎週月曜日発行

三次民商News

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

助け合いの共済の輪を広げて

中小業者の健康を守る

一 広商連共済会第40回定期総会 一

作田専務理事代理による、総会方針が提案され、全商連の集団健康助成金の増額に伴い、全民商の集団検診の無料化、1100人の受



平野理事長

平野広商連共済会理事長よりあいさつがあり、コロナ禍による中小業者の健康実態などが報告されました。



民商共済会の上部団体である、広商連共済会の第40回定期総会が、広島市にあるロードビルで行われ、各民商から40名が参加しました。三次民商から、赤名理事長、藤井副理事長、酒屋専務理事、そして次期広商連共済会の専務理事になる作田専務局長が参加しました。



総会方針案、決算・予算案は満場一致で採択され、最後に団結ガムパローで締めくくりました。



診や、国保の減免制度活用、集まって話し合う共済運動などが盛り込まれました。

全国の経験に学び、前進の決意を固めよう！ 全国会長・事務局長会議

9年前に三原民商の会員現勢が93名まで後退する中、拡大と募金で打開してきたからこそ、今がある。「広島県内で同じ方針の下、実践に踏み出せば全ての民商で前進できる。全国と広島県内の仲間の奮闘に学び合い、共に前進を切り開こう」との決意に参加者から多くの共感の声

代表発言では三原民商の寺田事務局長が「三原民商と広島県連の10年間の歩み」について発言。

7月11日、民商の全国組織である全商連は、全国会長・事務局長会議を開催し、全国450カ所をつないで960人が参加。三次民商も国重会長、作田事務局長が、広島北、庄原民商とともに参加しました。



今期の総会方針に、来ました。インボイス登録制度の減価償却の計算や確定開始に対応して、記帳学習の強化を盛り込んでい部長が丁寧にレクチャー。どの支部の学習会でも参加できるように。一度では忘れるから早めていきますが、さっそく、7月28日に行われた三次南支部の記帳学習会に、張り切っていました。



さっそく、三次民商の総会方針を実践！
他支部での学習会に初めて参加しました。

「広島県感染症拡大防止協力支援金」
第2期分の申請が
8月10日(火)
まで延期されました。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

月次支援金情報

広島県の月次支援金は個人事業の開業・廃業等届出書が必要ですが、無い人は店舗の写真を添付しましょう。

月次支援金相談日

★8月3日(火)～6日(金)

午後2時～6時 三次民商事事務所

★8月7日(土)

午後2時～6時

安芸高田市役所クリスタルアージュ

★8月8日(日)

午前10時～午後3時

三次市まちづくりセンター

三次市日曜集団健診

★健診日★

9月20日(月・祝)

★場所★

三次市まちづくりセンター

★申し込み切★

8月20日(金)

★特定(基本) 健診

【検査項目】

- 問診・血圧測定・診察
- 身体計測(身長、体重など)
- 血圧検査(血糖、脂質など)
- 尿検査(糖、たんぱくなど)

【受診対象者】

- ①18～39歳の三次市民
- ②40～74歳の三次市国保加入者③後期高齢者医療保険の加入者
- ④社会保険加入者等の被扶養者

★各がん検診

- 胃がん検診 40歳以上
- 肺がん検診 40歳以上
- 大腸がん検診 40歳以上
- 前立腺がん検診 50歳以上の男性
- 乳がん検診 40歳以上の女性
- 子宮頸がん検診 20歳以上の女性

【受診対象者】三次市民

★三次民商共済加入者は費用を全額負担します。
申込書は民商にもあります。

うさぎのペットフード譲ります

うさぎ用のペットフード、「カリッとプレッツェル」と「おいしく健康ケア・ビタミンC」の二つのを譲ります。うさぎを飼っている方、民商事務所にありますよ。



民商・全商連運動の基本方向

第2章 民商・全商連運動の歴史

1、税制と税務行政の民主的改革と納税者の権利を守るたたかい

(2) 税務行政の横暴をたす

民商・全商連は、結成以来「納税者の申告による税額が確定する」という「申告納税制度」の確立をめざし、国民各層とともにたたかってきました。

この間、強権的な税務調査や一方的な課税の押し付けに対し、納税者の権利と人権を守る立場から積極的なたたかい、「納税者の権利憲章」制定運動や権利救済の運動を進め、納税者の権利を守る多くの判決も勝ち取りました。こうした運動によって、「税務調査の際の事前通知の履行と調査理由の開示」の国会請願を採択させ、人権を踏みにじり増税を押し付ける税務調査の違法性を裁判所が断罪する状況をつくりだしました。

○年以降、政府の重税対策

全国商工新聞のおしらせ
8月16日号は休刊となります。

に反対し、労働組合、農民団体、中小業者団体、消費者団体に呼び掛け、多面的な税制要求や「税の使い道」への要求を結集して、「3・13重税反対全国統一行動」を展開しています。

2、経営を生活を守る運動

中小業者の要求の基本は「商売を伸ばしたい」「良い仕事をしたい」という経営上の要求です。民商・全商連は、創立以来この中小業者の多面的な要求を取り上げ、その実現のために活動してきました。「なんでも相談会」活動など、緊急・切実な要求を力合わせて解決するとともに、地域や業界全体の問題にも挑戦し、業界発展への提言や地域経済振興条例づくりなど、幅広い運動を推進してきました。また、阪神・淡路大震災をはじめ災害が起きたときは、地域住民の助け合いの先頭に立つとともに、生活再建の個人補償制度確立と災害のない国土づくりの運動をすすめました。そして、欧米やアジアの中小業者団体との交流も深めてきました。

民商・全商連は創立当初から中小業者の金融要求を重視してきました。国民金融公庫を中小業者の身近な金融機関とするため各地に「償還組合」をつくり、支店の増設を実現させる運動をすすめました。政府が民商対策として創設した「マル経融資」も、すべての中小業者が利用できる制度へと積極的に活用する運動を展開しています。また、「無担保、無保証人融資」などを各地の自治体で実施させ、時限立法とはいえず銀行の貸し渋りに対する特別保証制度を世論の力でつくりだす、その後の信用保証制度の改善も実現しました。地域金融機関の役割を重視し、政府・財界の「金融システム改革」に反対して、中小企業金融のあるべき姿を提唱した「金融ビジョン」を発表するなど、対話を広げ運動をすすめてきました。商工ローンやサラ金の違法な高利や取り立てをやめさせる運動を展開し、金利引き下げの法改正や被害者救済の法制度をつくらせるなど多くの成果をかち取りました。

1人の会員が1人の会員を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654